

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 11 号

◎北海道旅客鉄道株式会社戦没者遺族旅客運賃割引規則の一部改正について（施行日：令和 5 年 3 月 18 日）

北海道旅客鉄道株式会社戦没者遺族旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 7 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 3 月 18 日から施行する。

令和 5 年 2 月 8 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
綿貫 泰之

第 5 条を次のとおり改める。

（割引率）

第 5 条 遺族に対して発売する普通乗車券の旅客運賃（旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号。以下「旅客規則」という。）第 66 条の規定により鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受した場合にあつてはその合計額）の割引率は、旅客鉄道会社線及び連絡会社線とも 5 割とする。

第 12 条を次のとおり改める。

（乗車変更の取扱制限）

第 12 条 この割引による乗車券所持の旅客に対しては、旅客規則第 249 条第 1 項第 3 号に規定する経路の変更（変更区間に連絡会社線が介在する場合を除く。）に限って取り扱う。この場合、旅行開始前に当該変更の申出があつたときは、旅客営業規則第 248 条の規定を準用して取り扱う。